

教育現場における著作権



文化庁長官官房著作権課課長補佐

山中 弘美

1. はじめに

情報化の急速な進展により、著作物の「創作手段」「利用手段」も飛躍的に発展している。これまでは一般の人々では困難であった情報の発信などもインターネットを利用して、誰でも簡単にできるようになり、これまで関係業界の一部の人々に必要であった著作権に関する知識が、現在では、すべての人々にとって必要なものとなっている。

学校教育においても、新学習指導要領では著作権を取り扱うことが明記された(例えば、高等学校の学習指導要領(情報A)には「著作権への配慮などを扱う」とされている)が、教員の著作権に関する知識は一部の先生方を除き、十分とはいえない状況にあるといえる。(社)著作権情報センターが実施した「学校における著作権教育の意識や実態に関する調査」によると、著作権の内容までよく知っているという教員のいる学校は、全体の約10パーセントという結果であった。ここでは、著

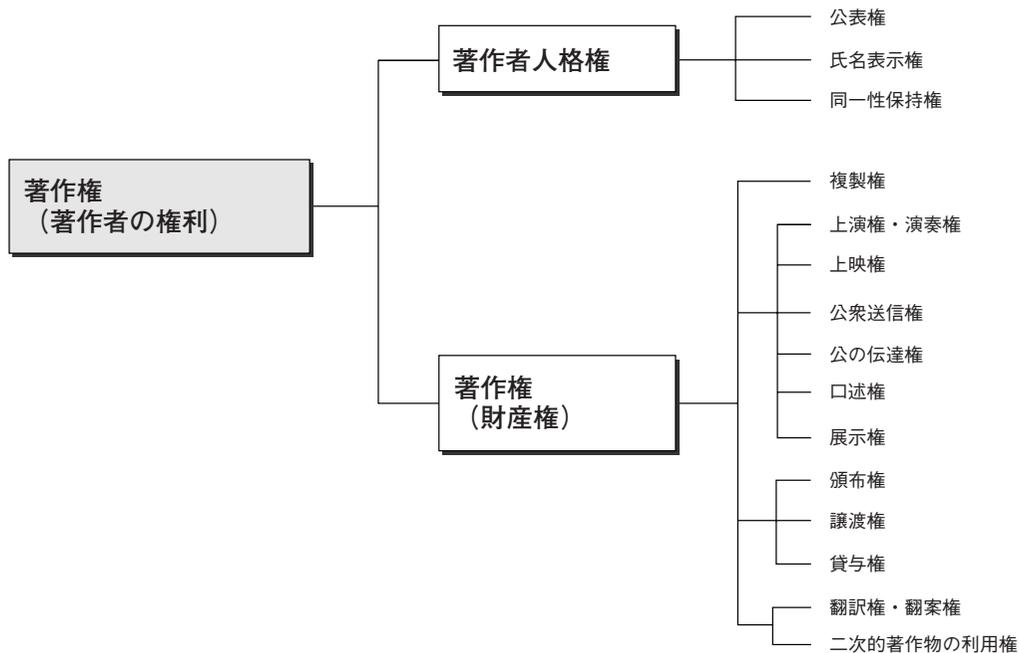


図1 著作権の内容

著作権法の概要と学校において著作物が自由に利用できる例外について解説することとしたい。

2. 著作権法の概要

著作権法では、著作物の創作者の権利である「著作権」と、著作物等の伝達者といえる「実演家」「レコード制作者」「放送事業者」「有線放送事業者」の権利である「著作隣接権」が定められている。

このうち「著作権」は、図1に示すように、様々な権利によって構成されており、これらの権利の束をまとめて「著作権」と呼んでいるが、「著作人格権」を除いた財産権のみを「著作権」ということもある。また、「著作隣接権」は、図2のような権利で構成されており、「人格権」は実演家だけが持つ権利とされている。

なお、例えば、CDの音楽を使う時に「著作権の契約」という場合、作者の財産権だけでなく、

著作隣接権も含んだ意味で「著作権」といわれることもあるので、どのような意味で著作権という用語を使っているか注意する必要がある。

「著作人格権」と「著作権（財産権）」は著作物が創作された時点で自動的に付与され、権利を得るための手続きは一切必要としない。「著作隣接権」も同様に実演等が行われた瞬間に自動的に付与される。このような権利の発生を「無方式主義」といい、国際的なルールとなっている。

また、これらの権利には、「保護期間」が定められ、一定期間が経過した著作物等については、その権利を消滅させることにより、社会全体の共有財産として自由に利用できるようにしている。

「著作人格権」及び「実演家人格権」は一身専属の権利とされ、著作者等が死亡すれば、権利も消滅する。しかし、著作者等の死亡後に、著作者等が活着しているとしたり著作者（実演家）人格権の侵害となる行為をすると罰則の対象となるた

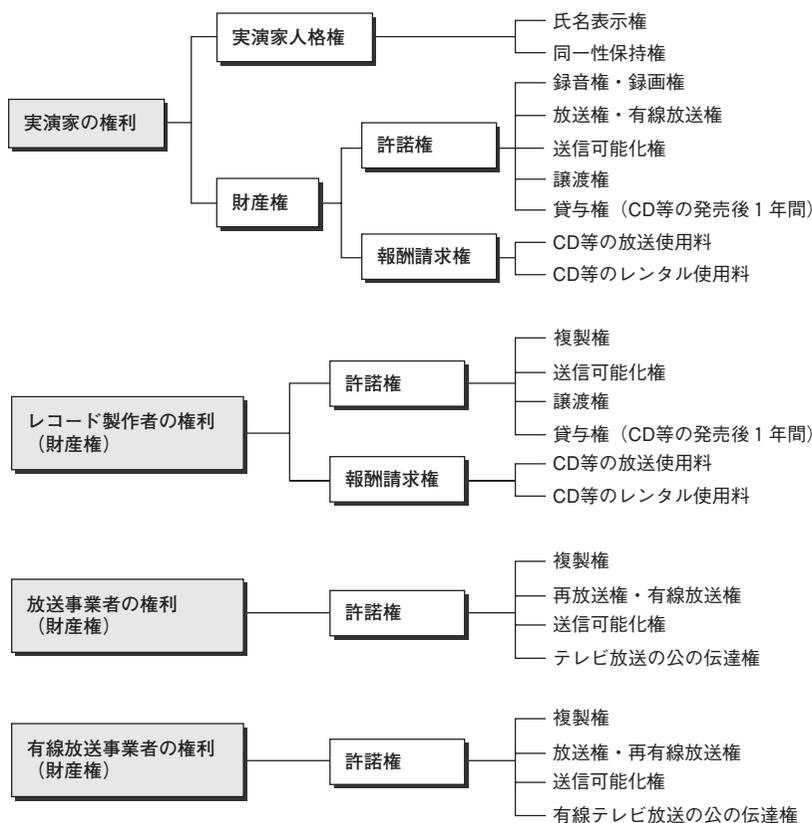


図2 著作隣接権の内容

め、著作者等の人格的利益は、永久に保護されているといえる。

「著作権」の保護期間は、著作者が著作物を創作したときから始まり、原則として、著作者の死後50年間である。なお、無名やペンネーム等で公表された著作物は公表後50年間、映画の著作物は公表後70年間など、いくつかの例外がある。

「著作隣接権」の保護期間は、実演、放送、有線放送については実演等が行われた時から50年間、レコードについては発行後50年間である。

保護期間の計算は、死亡、公表等をした年の翌年の1月1日から起算する。例えば、手塚治虫さんは平成元年2月9日に亡くなったので、手塚さんの著作物は、平成2年1月1日から起算して50年後の、平成51年12月31日まで保護される。

それぞれの権利の具体的な内容は、以下のよう
に整理することができる。

(1) 著作者人格権

「著作者人格権」は、著作者の人格的利益を保護するものであるため、この権利を譲渡したり相続したりすることはできない。具体的には、「**公表権**」は無断で公表されない権利、「**氏名表示権**」は名前の表示を求める権利、「**同一性保持権**」は無断で作品を改変されない権利といえることができる。

(2) 著作権

「著作権」は、著作者の財産的権利であるから、その一部または全部を譲渡したり相続したりすることができる。通常、著作物が創作された時点では「著作者」と「著作権を持つ者（著作権者といわれる）」は同一であるが、譲渡等がされた場合は著作者と著作権者が異なることになる。

著作権の具体的な内容は、著作物の利用形態により、①コピーを作成することに関する権利（無断でコピーされない権利）、②コピーを使わずに公衆に伝えることに関する権利（無断で公衆に伝達（上演、演奏、上映、公衆送信など）されない権利）、③コピー（複製物）を公衆に提供することに関する権利（無断で複製物を公衆に提供（頒布

など）されない権利）、④二次的著作物の創作・利用に関する権利（無断で二次的著作物を作成（翻訳、映画化など）・利用されない権利）の4つに分類することができる。

(3) 著作隣接権

「著作隣接権」も著作権と同様に無断で録音・録画（複製）、放送等をされない権利であるが、市販のCD等を使って放送や貸与（発売後1年経過したもののレンタル）することに関しては、許諾権ではなく、使用料を請求できる権利とされている。なお、著作隣接権も財産的権利であるので、実演家人格権を除いて譲渡等が可能である。

また、実演家の人格権には公表権がないが、これは実演が公表を前提として行われるためである。

3. 著作物等を自由に利用できる例外

著作物を利用するには、著作権者の許諾を得る必要があり、著作物を勝手に複製したり演奏したりすると著作権を侵害することになるが、著作権法では、著作物利用の円滑を図るため、一定の「例外的な場合」には権利を制限して、著作権者の許諾を得ずに著作物等が利用できることを定めている。なお、この制限規定は、権利者の利益を不当に害することがないように厳密な条件が定められており、著作物の通常の利用を妨げるような利用は認められていない。

学校に関する例外措置としては、次のようなものがある。

(1) 学校その他の教育機関での複製等

学校その他の教育機関においては、教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために著作物を複製して配布することができる。この場合、著作物を翻訳、編曲、変形または編曲して利用することも認められている。

授業で利用するため、新聞記事や他の書籍等をコピーして教材を作成することは、先生方がよく行っていることだと思われるが、以下の条件を満

たしていなければ、著作権者の許諾が必要となる。

- ①営利を目的としない教育機関であること
- ②授業を担当する教員やその授業等を受ける児童・生徒がコピーすること
- ③本人（教員または児童・生徒）の授業で使用すること
- ④コピーは、授業で必要と認められる限度内であること
- ⑤既に公表された著作物であること
- ⑥その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑦原則として著作物の題号、著作者名などの「出所の明示」をすること

また、学校・公民館などにおいて衛星通信やインターネットを利用した「遠隔授業」を行う場合において、「主会場」で教員が教材として掲示する資料や児童・生徒に配布した資料等を「副会場」に送信することもできる。

(2) 試験問題としての複製等

入学試験など試験または検定の問題を作成するために、著作物を複製して配布または作成した問題をインターネットなどで送信することができる。

小説や新聞記事などを用いて試験問題を作成する際に、著作権者の許諾を得ないで利用できる条件は以下のとおりである。

- ①既に公表された著作物であること
- ②試験等の目的上必要な限度内の複製や送信であること
- ③営利目的の試験等の場合は、著作権者に補償金を支払うこと
- ④その著作物の種類や用途、送信の形態等から判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑤原則として著作物の題号、著作者名などの「出所の明示」をすること

(3) 営利を目的としない上演等

学校で開催される文化祭などで、演劇部やブラ

スバンド部による上演や演奏が行われるが、このような「著作物の公衆への伝達」に関しては、以下の条件を満たしていれば、著作権者の許諾を得ずに利用できる。なお、著作物の複製については権利が制限されていないので、課外活動で練習するために、顧問の先生が台本や楽譜をコピーして生徒に配布するような場合は、著作権者から複製の許諾を得なければならないことに留意する必要がある。

- ①著作物の上演、演奏、上映、口述（朗読等）のいずれかの利用であること
- ②既に公表された著作物であること
- ③営利を目的としないこと
- ④聴衆または観衆から鑑賞のための料金等を取らないこと
- ⑤出演者等に「報酬」が支払われないこと
- ⑥原則として著作物の題号、著作者名などの「出所の明示」をすること

この他にも、「私的使用のための複製」「図書館等における複製」「引用」「拡大教科書の作成」「公開の美術の著作物等の利用」など様々なケースがあるが、実際に著作物を利用する際には、制限規定に該当するか否かを慎重に検討する必要がある。

4. おわりに

文化庁では、教育関係者向けを中心とした、著作権に関する総合的な普及啓発事業「著作権学ぼうプロジェクト」を展開しています。

ゲーム感覚で著作権について理解を深める学習ができるソフトの開発や様々な教科で子どもたちの活動場面に応じた指導が行える事例集の作成などの事業を実施し、これらの成果は、教職員の方々に自由に利用していただけるよう文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp/>）に掲載しています。文化庁主催の講習会で使用している「著作権テキスト」などもダウンロードできますので、ご利用ください。